

監督指導事例

事例 1 (情報処理 サービス業)

- 1 脳・心臓疾患を発症させた労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月80時間）を超えて発症前の直近6か月平均で月92時間の違法な時間外労働を行わせ、それ以外の労働者21名についても、月100時間を超える違法な時間外労働（最も長い労働者で月約200時間）を行わせた事業場に対し指導を実施
- 2 長時間労働による健康障害防止対策等についての調査審議を行う衛生委員会を設置していなかったことから指導を実施

監督指導において把握した事実と労基署の指導

- 1 脳・心臓疾患を発症させた労働者について、36協定で定める上限時間（特別条項：月80時間）を超えて発症前の直近6か月平均で月92時間の違法な時間外労働を行わせるとともに、この労働者以外の労働者についても、21名の労働者に対し、36協定で定める上限時間を上回る月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていた。違法な時間外労働は、最も長い労働者で月約200時間となっていた。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ③月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 常時50名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、長時間労働による健康障害防止対策等についての調査審議を行う衛生委員会を設置していなかった。

労基署の対応

- 労働安全衛生法第18条（衛生委員会）違反を是正勧告

事例2
(製造業)

- 1 労働者の時間外労働を36協定で定める上限時間（特別条項：月120時間）以内に抑えるため、労働時間を管理する役職者によるタイムカードの不正打刻が行われていたが、実際は月120時間を超える違法な時間外労働が行われていた事業場に対し指導を実施
- 2 本社経営トップに上記1の実態を報告し、上記1以外の同一の企業に属する他の事業場においても実態を確認するよう、全社的な指導を実施

監督指導において把握した事実 と 労基署の指導

- 1 労働基準監督官による監督指導において、36協定で定める上限時間（特別条項：月120時間）以内に抑えるため、労働時間を管理する一部の役職者がタイムカードを不正打刻（具体的には、月120時間を超える可能性がある労働者のタイムカードを上司が回収し、定時で打刻）していたことが判明した。その結果、月120時間を超える違法な時間外労働を11名の労働者に行わせ、かつ、過少に打刻された分の割増賃金を支払っていない事実が認められた。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ③月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ④タイムカードの不正打刻についてその原因を分析し、具体的な再発防止対策を講ずるよう指導
- ⑤労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告

- 2 他の事業場においても上記1と同様の問題が生じるおそれがあった。

労基署の対応

労基署の指導内容や違法な長時間労働の実態を本社の経営トップに報告して、全社的な改善を図るよう指導

事例3
(陸上貨物取扱業(引越業))

- 1 自動車運転者4名について、36協定で定める上限時間(月125時間)を超えて、違法な時間外労働(最も長い労働者で月約160時間)を行わせるとともに、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)(※)に違反した事業場に対し指導を実施
- 2 18歳未満の学生アルバイト(年少者)について、月77時間の違法な時間外労働を行わせた事業場に対し指導を実施

監督指導において把握した事実と労基署の指導

- 1 自動車運転者4名について、36協定で定める上限時間(月125時間)を超えて、違法な時間外労働(最も長い労働者で月約160時間)を行わせるとともに、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)を超えて労働を行わせていた。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②改善基準告示第4条((i)1箇月の総拘束時間が320時間を超えていること、(ii)1日の最大拘束時間が16時間を超えていること、(iii)勤務終了後、継続8時間以上の休息時間を与えていないこと)違反を是正勧告
- ③36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ④月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ⑤過重労働による健康障害防止措置について専用指導文書により指導

労基署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告

(※) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。